

## 自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

### 1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 平成30年12月5日～6日  
 (2) 測定地点 表1に示すように、市内10箇所で24時間調査を実施しました。

### 2 測定結果の概要

昼又は夜間の環境基準超過は1地点でした。

表1 道路交通騒音測定結果 (点的評価) (単位：デシベル)

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
一般国道49号線	郡山市田村町岩作字穂多鈴2	第一種中高層地域	A	2	66 (70)	62 (65)
一般国道49号線	郡山市田村町金屋上川原226	第一種住居地域	B	2	69 (70)	★66 (65)
一般国道49号線	郡山市菜根四丁目18-6	第一種低層地域	A	2	70 (70)	65 (65)
郡山湖南線	郡山市豊田町1-4	第一種住居地域	B	2	64 (70)	55 (65)
郡山停車場線	郡山市駅前一丁目5-6	商業地域	C	4	66 (70)	62 (65)
河内郡山線	郡山市虎丸町20-58	商業地域	C	2	68 (70)	65 (65)
荒井八山田線 (内環状線)	郡山市開成一丁目2	第一種住居地域	B	4	67 (70)	60 (65)
若葉桑野線 (うねめ通り)	郡山市桜木二丁目20-5	第二種住居地域	B	4	67 (70)	60 (65)
赤沼方八丁線 (美術館通り)	郡山市下館野66	調整区域	—	4	65 (70)	57 (65)
向河原大町線 (美術館通り)	郡山市大町二丁目15-2	商業地域	C	4	63 (70)	58 (65)

(注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。

2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。